

白河市指名競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する工事（工事に関する測量、設計及び調査等の業務委託を含む。）又は製造（以下「工事等」という。）について、白河市財務規則（平成17年白河市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか指名競争入札（以下「入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の規定により指名競争入札に付すると決定した工事等とする。

(指名業者資格)

第3条 入札に指名される者（以下「指名業者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 市の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者
- (2) 施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者。ただし、工事等の内容により同法第15条の規定による特定建設業の許可が必要と認められるものについては、当該許可を受けている者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくはなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者にあつては、当該手続開始の決定の後に市長が別に定める方法により資格の再認定を受けた者であること。
- (5) 指名の通知の日から開札の日まで、別に定める指名停止基準による指名停止措置を受けていない者
- (6) 市税の未納がない者

2 指名業者資格に該当する者の等級格付基準、工事等設計金額及び入札参加可能範囲については、別に定める。

(指名業者の選考)

第4条 対象工事等を所管する課長は、白河市競争入札参加者の資格審査、指名等に関する規程（平成17年白河市訓令第34号）の定めるところにより、工事等指名運営委員会の指名業者の選考を経て、決裁権者の決定を受けなければならない。

(発注依頼)

第5条 前条の規定により、対象工事等を所管する課長は、指名業者の選考が工事等請負業者指名選考通知書により定められたときには、その写しと設計図書及び金額抜設計図書など契約締結に必要な書類を工事等発注依頼書に添付して、財政課工事契約検

査室長に提出しなければならない。

(入札の通知)

第6条 前条の規定により発注の依頼があったときは、財政課工事契約検査室長は当該指名業者に対し指名の通知（第1号様式、第2号様式）をするものとする。

(設計図書等の閲覧)

第7条 指名業者は、指名通知書に指定する期間内において白河市工事請負契約約款、図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）を財政課工事契約検査室において、閲覧することができる。

2 指名業者は、設計図書等に関する質疑を市長に求めることができる。

3 財政課工事契約検査室長は、前項の規定により質疑があった場合は、すべての指名業者に対し、その回答を適切な方法により周知するものとする。

4 指名業者は、設計図書の閲覧を完了したときは閲覧確認書（第3号様式、第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(入札の執行)

第8条 入札の執行は、財政課工事契約検査室長が行う。

2 入札参加者は、指定する所定の日時及び場所に、本人又は委任状を持参する代理人が出席して、入札書を提出しなければならない。

3 指名業者は、入札に先立ち、宣誓書（第5号様式）を提出しなければならない。

4 開札の結果、入札参加者のすべての入札が予定価格を上回るときは、規則第119条の2の規定により、直ちに再度の入札（以下「再入札」という。）を行う。

5 再入札の回数は、1回とする。

6 落札者が決定しない場合は、競争入札審査委員会において指名替え又は設計図書の変更等を審議し、入札の再手続の措置を行うものとする。

(最低価格の入札者以外の落札者の決定)

第9条 入札の執行に当たっては、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、施行令第167条の13において準用する施行令第167条の10第1項又は第2項の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる。

(入札結果の報告)

第10条 落札者が決定したときは、直ちに工事請負契約伺に入札結果調書、予定価格調書及び委任状を添付し、契約権者に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、入札執行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

福島県白河市長



指名競争入札参加者指名について（通知）

このことについて、あなたを指名しましたから、下記事項に留意のうえ参加してください。

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 工事等の番号 第 号
(2) 工事等の名称 工事
(3) 工事等の場所 白河市 地内

2 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前・午後 時 分
(2) 場 所

3 閲覧場所

4 閲覧時間

5 施工条件に関する質問については、閲覧後質問書によって受付し、入札日の前日までに質問回答書を送付します。

6 契約の方法及び入札の条件

次のとおりとする。

(事務担当) 課 係
職 氏名

第2号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

福島県白河市長



指名競争入札参加者指名について（通知）

このことについて、あなたを指名しましたから、下記事項に留意のうえ参加してください。

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 委託業務番号 第 号
(2) 委託業務の名称 業務委託
(3) 委託業務の場所 白河市 地内

2 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 年 月 日 午前 ・ 午後 時 分
(2) 場 所

3 閲覧場所

4 閲覧時間

5 施工条件に関する質問については、閲覧後質問書によって受付し、入札日の前日までに質問回答書を送付します。

6 契約の方法及び入札の条件

次のとおりとする。

(事務担当) 課 係
職 氏名

第3号様式（第7条関係）

閱 覧 確 認 書（工事）

年 月 日

福島県白河市長

住 所

社 名

代表者

㊞

指名競争入札参加指名を受けた、下記工事の金額抜設計書の閲覧をしましたので、閲覧
確認書を提出します。

記

1. 工事等の番号 第 号

2. 工事等の名称 工事

第4号様式（第7条関係）

閱 覧 確 認 書（委託業務）

年 月 日

福島県白河市長

住 所

社 名

代表者

印

指名競争入札参加指名を受けた、下記委託業務の金額抜設計書の閲覧をしましたので、
閲覧確認書を提出します。

記

1. 委託業務番号 第 号

2. 委託業務の名称 業務委託

第5号様式（第8条関係）

宣 誓 書

私は、指名競争入札の執行にあたり、公平、公正を本旨とすることを堅く誓います。

年 月 日

福島県白河市長

商号又は名称

代表者氏名

印